

阿賀野市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月9日

阿賀野市長 田 中 清 善

- 1 指定納付受託者の名称及び住所
東京都千代田区紀尾井町1番3号
P a y P a y 株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入
キャッシュレス決済を利用して納付される以下の歳入
住民票謄抄本、記載事項証明書、戸籍（原戸籍、戸籍の附表及び除籍含む）謄抄本、印鑑登録証明書、身分証明書、受理証明書、課税（所得）証明書、納税証明書、営業証明書及びその他資産税関係証明書の交付手数料並びに当該証明書発行に伴い納付が必要な複写機使用料の収納事務
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和6年4月1日
- 4 指定納付受託者が納付事務を行う期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで